

松本市避難所開設・運営ガイドライン新旧対照表

現行	改正
<p>第1 避難所開設までの手順</p> <p>1 基本的事項 (略)</p> <p>2 避難所における事前対策</p> <p>(1) 避難所の管理・運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 避難所施設利用計画の策定 (略)</p> <p>(3) 避難所の鍵管理 (略)</p> <p>(4) 避難所における備蓄等 (略)</p> <p>3 避難所の開設 (略)</p>	<p>第1 避難所開設までの手順</p> <p>1 基本的事項 (略)</p> <p>2 避難所における事前対策</p> <p>(1) 避難所の管理・運営体制の整備 (略)</p> <p>(2) 避難所施設利用計画の策定 (略)</p> <p>(3) 避難所の鍵管理 (略)</p> <p>(4) 避難所における備蓄等 (略)</p> <p>(5) <u>松本市内旅館組合連合会との調整</u></p> <p><u>市は、平時から、協定を締結している、「松本市内旅館組合連合会」と連絡先、受入手順、受入人数等を調整することとします。</u></p> <p>3 避難所の開設 (略)</p> <p>4 <u>新型コロナウイルス感染症予防対策</u></p> <p>(1) <u>災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策の考え方</u></p> <p><u>ア 新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とし、それを具体化する必要があります。</u></p> <p><u>例えば密集を回避するには、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難場所・避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの面積を確保する。密接、密閉を回避するには、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2m確保する、発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保をするといった対策が考えられます。</u></p> <p><u>イ 指定緊急避難場所の対応についても、避難所の対策を準用します。</u></p>

(2) 感染拡大防止対策

ア 親戚や友人の家等への避難の検討

市は、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚、友人の家等への避難を検討するよう、事前に周知します。

イ 避難者の健康状態の確認

(ア) 避難者の健康状態の確認については、避難所への到着時に行うこととします。

(イ) 避難生活開始後は、定期的に健康状態について確認します。

ウ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。

エ 避難所の衛生環境の確保

物品等は、定期的に及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

オ 十分な換気の実施、スペースの確保等

(ア) 避難所内については、十分な換気に努めます。

(イ) 1人の占有面積は3平方メートル（可能な場合は4平方メートル）を基本とし、概ね次の例示にすることとします。

例1 1人の避難者の場合：縦1.5m横2mとし、3平方メートル確保

例2 2人家族の場合：縦2m、横3mとし、6平方メートル確保

例3 3人家族の場合：縦横3mとし、9平方メートル確保

例4 4人以上の家族の場合：例1～3を組み合わせ、1人3平方メートル確保

(ウ) 家族（世帯）の間隔は2m確保します。

(エ) 人と人との間隔は、避難所内の家族間においても、2m（最低1m）確保することを意識します。

松本市避難所開設・運営ガイドライン新旧対照表

(オ) 飛沫感染防止とプライバシー確保のため、パーティション等を使用します。パーティションの高さは、2mを基本とし、2mが確保できない場合は、最低1m確保します。

なお、パーティションが無い場合は、ビニールテープ等にて区画を割り当てるものとします。

(カ) 食事場所は避難スペース内とし、食事の提供にあたっては、手渡しによる接触を極力避けるため、トレーを使用するものとします。

ク 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保

(ア) 発熱、咳等の症状が現れた者に対する、専用のスペースを確保します。

(イ) その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。

(ロ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、2m以上の高さのパーティションで区切るなどの工夫をすることとします。

(ハ) 症状が現れた者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けることとします。

キ 濃厚接触者の避難

(ア) 指定緊急避難場所等に濃厚接触者が避難して来た場合は、拒否することなく受け入れることとします。

(イ) 県は、大雨、暴風警報の可能性「高」が発表された場合、避難所開設時の参考とするため、市町村別の濃厚接触者数を市町村へ通知することになっています。これを受け、市災害対策指揮本部は、開設中の全ての避難所へ、濃厚接触者数をお知らせします。

(ロ) 濃厚接触者が避難して来た場合は、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて、専用スペース及び専用トイレを確保することとします。

松本市避難所開設・運営ガイドライン新旧対照表

<p>第2 地域住民との協働による避難所の運営 (略)</p>	<p>(I) <u>専用スペース及び専用トイレや独立した動線を確保できない場合は、個室が確保できる避難所へ移送します。</u></p> <p>ク <u>避難者の中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合保健所の調査に協力するとともに、保健所の指導のもと、感染拡大防止策をとることとします。</u></p> <p>(3) <u>留意事項</u></p> <p>ア <u>新型コロナウイルス感染症の場合は、症状がない軽症者であっても、原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意します。</u></p> <p>イ <u>市は、市内の感染者が増加し、自宅等で療養中の感染者が確認された場合、感染者専用の避難場所の確保を検討します。</u></p> <p>ウ <u>飼い主からペットの猫などに感染した事例が報告されています。動物から人への感染例は報告されていませんが、ペットと触れ合った後も手洗い、消毒などの徹底が必要です。</u></p> <p>(4) <u>避難者が多く、避難所で受入人数を越えた場合</u></p> <p>ア <u>町内公民館の使用</u></p> <p><u>感染症予防対策により、受入可能人数を越えた場合は、町内公民館を臨時的な避難所として使用することについて、町会役員と調整することとします。受入が可能な場合、市は臨時避難所として、指定します。</u></p> <p>イ <u>ホテル・旅館等の活用</u></p> <p><u>市は協定に基づき、松本市内旅館組合連合会へ避難者の受入れを要請します。</u></p> <p>第2 地域住民との協働による避難所の運営 (略)</p>
---------------------------------	---

新型コロナウイルス感染症予防対策 避難所レイアウト (例)

- ・ 3密 (密閉、密集、密接) の状態とならないようにしましょう。
- ・ 避難所の運営も工夫しましょう。
- ・ 発熱が現れた人用のスペースを作りましょう。

